

随意契約理由書

1 案件名称

証明書交付対応行政サービス（マルチコピー機）端末（市民局）に係るサービス導入試験・設定等業務委託

2 契約の相手方

京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社

3 随意契約理由

本市では、コンビニエンスストア等における証明書等自動交付サービス（以下「コンビニ交付」という。）の利用を促進するため、各区役所庁舎に証明書交付対応行政サービス端末（以下「行政キオスク端末」という。）を設置し、行政キオスク端末による証明書等自動交付サービス事業を実施する。

事業実施にあたり、令和 6 年 5 月 24 日付で契約締結した「証明書交付対応行政サービス（マルチコピー機）端末長期借入」により京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社製の行政キオスク端末を使用することとなった。併せて、コンビニ交付開始前に各区役所庁舎に設置する当該端末の導入設定作業、試験運用等の業務が必要となる。

本業務に関しては、同種の端末を取り扱っている事業者ヒアリングをした結果、他社で当該端末の取扱いができず、端末製造元である京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社のみ対応可能となっている。

以上の理由から、当該業務の履行が可能な業者が特定される業務であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06 - 4305 - 7345）

随意契約理由書

1 案件名称

証明書交付対応行政サービス（マルチコピー機）端末（市民局）に係る機器保守業務委託

2 契約の相手方

京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社

3 随意契約理由

本市では、コンビニエンスストア等における証明書等自動交付サービス（以下「コンビニ交付」という。）の利用を促進するため、各区役所庁舎に証明書交付対応行政サービス端末（以下「行政キオスク端末」という。）を設置し、行政キオスク端末による証明書等自動交付サービス事業を実施する。

事業実施にあたり、令和 6 年 5 月 24 日付で契約締結した「証明書交付対応行政サービス（マルチコピー機）端末長期借入」により京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社製の行政キオスク端末を設置することとなった。併せて、令和 6 年 9 月 1 日よりコンビニ交付のサービスを安定的に提供するために行政キオスク端末機器におけるサービス運用保守業務委託契約を締結する必要がある。

本業務に関しては、同種の端末を取り扱っている事業者ヒアリングをした結果、他社で当該端末の取扱いができず、端末製造元である京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社のみ対応可能となっている。

以上の理由から、当該業務の履行が可能な業者が特定される業務であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06 - 4305 - 7345）